

# 金沢市除雪オペレーター育成費補助金交付要綱

(令和5年6月8日決裁)

改正 令和6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における持続可能な除雪体制の構築及び冬期間の安全安心な道路交通の確保を図ることを目的として、本市が管理する道路等(以下「市道等」という。)の除雪を行う事業者等が実施する除雪オペレーターの新規育成を支援するため、金沢市除雪オペレーター育成費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、金沢市補助金交付事務取扱規則(昭和51年規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金は、補助事業を行う年度の前年度に、本市と除雪に関する業務委託契約を締結した事業者等(以下「補助対象事業者」という。)に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を行う年度の4月1日から11月30日までの期間(以下「除雪準備期間」という。)内に、除雪作業への従事を目的として、新たに除雪作業に従事する従業員等(当該年度の4月1日現在で満60歳以下の者で、かつ雇用されているもの又は冬期間における雇用が予定されているものに限る。以下「新規オペレーター」という。)に対し、補助対象事業者が負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 大型特殊免許の取得に要する費用 入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料(延長教習料、補習教習料及び再検定料に係る費用を除く。)
- (2) 車両系建設機械運転技能講習に要する費用 受講料及びテキスト代

(補助金の補助率及び限度額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とし、その額は1人につき60,000円を超えないものとする。

2 一の年度における補助対象事業者当たりの補助対象人数の上限は、原則2人までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、除雪準備期間内に規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額が確認できる書類の写し
- (2) 新規オペレーターの雇用証明書又は冬期間における雇用を予定する旨の誓約書
- (3) 公的機関から発行され、生年月日が記載されている証書の写し
- (4) 既に大型特殊免許を取得している者にあつては、大型特殊免許の取得日を証する書類の写し
- (5) 既に車両系建設機械運転技能講習を修了している者にあつては、車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 新規オペレーターは、補助金の交付を受けた年度から3年以上、市道等の除雪業務(第3条に規定する免許及び技能を必要とする作業に限る。)に従事することとし、補助対象事業者は、市の求めに応じて、新規オペレーターの出勤状況を報告するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助事業完了後15日以内に、規則第12条に規定する補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 大型特殊免許の取得日を証する書類の写し
- (2) 大型特殊免許取得に係る領収書の写し
- (3) 車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (4) 車両系建設機械運転技能講習に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の添付については、補助対象経費が大型特殊免許取得に要する費用のみである場合には同項第3号及び第4号に掲げる書類は不要とし、補助対象経費が車両系建設機械運転技能講習に要する費用のみである場合には同項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する

ことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときはその返還を求めることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 新規オペレーターが大型特殊免許の取得に至らなかったとき。
- (2) 新規オペレーターが車両系建設機械運転技能講習を受講しなかったとき。
- (3) 第6条に規定する条件に違反したとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 令和5年度における除雪準備期間に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日」とあるのは、「7月1日」とする。

附 則（令和6年3月 日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分からの補助金について適用する。